

入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会
検討結果報告書

令和2年3月
法務省・厚生労働省

目次

- 1 はじめに
- 2 ヒアリングにおける指摘事項
- 3 現状・課題等
 - (1) 入口支援の必要性
 - (2) 現状の取組の概要
 - (3) 各機関における入口支援の取組
 - ① 国における取組等
 - ② 地方公共団体における取組
 - (4) 課題及び課題解決に向けた取組の方向性
- 4 入口支援における今後の取組
 - (1) 刑事司法関係機関の機能向上のための取組
 - ① 的確かつ迅速なアセスメント等の実施
 - ② 一時的な住居を提供する受入先の拡大
 - (2) 刑事司法関係機関と福祉関係機関等との連携強化のための取組
 - ① 地域における福祉サービス等の利用調整機能の確立
 - ② フォローアップ体制の構築
 - ③ 情報提供等の円滑化
 - (3) 地域の理解促進のための取組
- 5 その他刑事司法関係機関と福祉関係機関の今後の連携の在り方
 - (1) 犯罪をした高齢又は障害のある者が福祉サービス等を適切に受けられるための方策
 - (2) 刑事司法関係機関及び福祉関係機関における理解促進のための方策

1 はじめに

犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、刑務所出所者等に対する支援（出口支援）だけでなく、起訴猶予者等についても、事案に応じ、必要な福祉サービス等に結び付けることが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である。

そこで、これまでも、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等のうち福祉サービス等を必要とする者について、弁護人や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきた。

しかしながら、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、高齢者（65歳以上）が全世代の中で最も高く、また、知的障害のある受刑者は、一般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっている。

そこで、政府は、平成28年12月に公布・施行された再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、平成29年12月に再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定した際、「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」を重点課題の一つに掲げるとともに、「高齢者又は障害のある者等への支援等」に関し、数多くの具体的施策を盛り込んでいる。

そして、推進計画では、入口支援に関し、「法務省及び厚生労働省は、（中略）地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する」とされている。

そこで、法務省及び厚生労働省は、それぞれの関係部局の課長級職員を構成員とする「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、入口支援の現状・課題等を整理するとともに、それらの課題解決に向けた取組の方向性等について検討を重ね、今後、その検討結果を取りまとめたものである。

2 ヒアリングにおける指摘事項

検討会においては、課題の整理に当たって、実務者及び有識者へのヒアリングを実施した。その際の指摘事項の概要は、以下のとおりである。

なお、地域再犯防止推進モデル事業（3(3)②参照。以下「モデル事業」という。）の委託先地方公共団体については、委託元である法務省においてヒアリングを実施し、その結果を検討会で共有したので、ここで併せて示すこととする。

○ 東京地方検察庁総務部社会復帰支援室（社会福祉アドバイザーを配置して入口支援を実施）

- ・ 対象者の同意が支援の根拠であり、対象者のニーズをきちんと引き出すことが重要である。
- ・ 対象者の特性に応じた支援を行うには、調整期間が短い。勾留期間は原則10日間であるが、飽くまで捜査のための期間であり、実際に支援の調整をできる期間は3日程度しかなく、翌日までに調整を要する例もある。
- ・ 対象者を福祉事務所等に同行する旨の事前連絡をしても、福祉事務所等の担当課がまたがる場合には、個別に連絡するよう対応されることがある。地域生活定着支援センターのような調整機関による調整が行われれば、そのようなことは回避できるのではないと思われる。
- ・ 東京地検においては、対象者を福祉事務所等に同行することまではできているが、更に施設等にも同行するなどの支援を行うことは、体制上、困難である。他県に帰りたいという対象者もいるが、対象者が他県の施設等に行くことを見届けることなどまではできない。

○ 千葉県地域生活定着支援センター（高齢・障害のある刑務所出所者等に対する支援を実施）

- ・ 地方公共団体が提供する福祉サービス等は、当該区域の住民であることが前提となっていることから、住所不定の人は、それらのサービス等になぎづらく、支援が難しい。
- ・ 多機関連携による支援を行う場合には、そのチームを動かすコーディネーターが必要である。
- ・ 高齢者については、（出口支援・入口支援を問わず）加算措置があると支援がしやすいので、加算措置を検討してほしい。また、介護度が付かない人や低い人について、養護老人ホームを活用したいが、養護老人ホーム側が受け入れたいと言っても、措置控えがあるため、受け取ってもらえない。
- ・ 個人的には、再犯防止の目的で検察庁へ福祉専門職を配置することに反対である。福祉サービス等を受けることに同意しなければ起訴されると考え、本人の意思や希望でなく、福祉サービス等を受けることに同意する者が現れる可能性がある。福祉の本来の役割は、本人の自由な意思を尊重した支援である。
- ・ 裁判所で有罪が確定するまでは、無罪推定されなければならない、有罪確定前に、検察が被疑者又は被告人について、罪を犯したことを前提に福祉につなぐことには問題がある。

○ 筑波大学大村美保助教（障害者支援を始めとした社会福祉学の専門家）

- ・ 刑事司法は抑止・矯正・更生や社会防衛などを目的としているが、福祉はウェルビーイングや自立支援を目指しており、「再犯防止」は福祉サービス等の提供の反射的利益である。
- ・ 公団住宅の高層階に住む、歩くのもままならない高齢者について、生活困窮者の相談窓口につなごうとしたら「本人の申請がないと受け付けない」と言われた事例があるなど、困難ケースであるほど支援へのアクセスに困難さがある。現在、ワンストップ化など、地域における福祉サービス等の提供体制の見直しが進行中である。
- ・ 入口支援で誰を支援するかという点について、現在の枠組みである障害・高齢は、ある一定の状態像や年齢であるため比較的对象としやすい。そのほかに、貧困・ホームレス・外国籍・DVや家庭内暴力・ひとり親などが入口支援の対象として十分考えられる。しかし、それらの人々を支援対象とする論理的根拠を、刑事司法サイドが示すのは容易ではない。支援があれば犯罪に至るリスクが軽減する可能性がある、という見立てや判断を誰がどの段階でどのような形で行うかということが重要になるだろう。
- ・ 入口支援は、警察→検察→裁判の段階において、検察、（主に検察のオーダーや情報提供を端緒として）保護観察所、弁護人がそれぞれ行っている。対審構造にかかわらず、福祉サービス等が必要な人には公平かつ中立的に支援が行われるべきと考える。公訴権のある検察側が行う入口支援、被告人に不利な情報は出しづらい弁護人側が行う入口支援には、いずれも疑問が残る。例えば、裁判で検察庁と弁護人の双方が支援者を立てることもあり得るが、実際には実刑相当と見込んで起訴した事件に検察側の入口支援が入ることはない。
- ・ オーストラリアのニューサウスウェールズ州では、知的障害がある犯罪行為者について、刑事司法のどの段階にあるかを問わず障害福祉に主眼を置いた支援を実施している例がある。
- ・ 福祉サービスは、設置主体や運営主体、事業実施根拠が多様であり、サービスも均一ではない。福祉業界は大きいため、一枚岩ではなく、かつ、多様であり、事業所によって考え方や専門性が異なる。刑事司法手続にある人を支援できる事業所や人材はとても少なく、入口支援・出口支援にかかわらず、養成が必要である。

○ 名古屋保護観察所（高齢又は障害のある更生緊急保護対象者等について必要な支援を行うための特別支援ユニットを設置）

- ・ 福祉ニーズがある者の中には、どの窓口に行けばいいかわからない、恥をかきたくないなどの理由で、福祉サービスにつながっていない者もいる。

また、福祉関係機関側も、支援は本人の申出が前提であり、かつ、釈放までの時間が短いなどの理由で福祉調整が間に合わない場合もある。その場合、一旦は更生保護施設や自立準備ホームに委託することが多いが、空き状況等の理由から必ず委託できるわけではない。

- ・ 勾留中に受入先となる民間の事業者が面談できるとよい。
- ・ 支援開始からフォローアップまで同一の者（機関・団体）が関わる仕組みがあるとよい。
- ・ 保護観察官ではうまく福祉サービス等につなぐことが困難であることもあり、総合調整窓口（コーディネーター役）の設置が望まれる。
- ・ モデル事業における名古屋市のように、コーディネーターが伴走型でフォローアップしてくれるとよい。
- ・ 保護観察官として関わっていると、対象者の中には「今日は悪いことはしていませんよ」と言う人がおり、こちらはそんなつもりはなくとも「監視されている」と感じる場合もあるのだと思う。そのような関係性は、緩やかな再犯防止とも言えるかもしれないが、関わり方には配慮が必要であると思う。

○ モデル事業の委託先地方公共団体（入口支援実施団体）

- ・ 福祉側からすると、捜査や裁判の結果に影響しそうなことにどこまで協力してよいか迷うことがある。
- ・ 福祉サービス等につながった後の継続的支援の必要性を感じているが、地域生活定着支援センターの既存の体制で実施するには限界がある。
- ・ 勾留期間が限られているので、勾留中は、動機付けや支援内容の説明に主眼を置いて面接し、その後、住居のある者は自宅で、住居のない者は一時的な住居（自立準備ホーム）で生活する中で、アセスメントし、福祉サービス等につなげている。
- ・ 入口支援を全国に広める際には、生活保護の実施責任に関する全国統一のルール化が必要である。
- ・ モデル事業が終了した後の国からの財政支援を強く要望する。
- ・ 対象者からは「福祉サービス等を受けられないと思い、相談もしていなかった」、「福祉事務所に行っても、話すら聞いてもらえなかった」といった声が多く聞かれ、本来福祉サービス等が必要な人が支援につながっていないケースが多い。
- ・ 入口支援の実施に当たり、どのような関係者でも気軽に相談できる一元的な相談窓口を設置すべきである。

- ・ 調整期間が短いことから、法務省関係機関から早期に情報提供を受けられるよう、なお個別に調整する必要がある。
- ・ 対象者はもとより、受け入れた施設へのフォローアップが必要である。
- ・ 当初受け入れた施設において問題が生じた場合に、別の受入先を調整する（つなぎ直し）ができる仕組みが必要であると思う。
- ・ 対象者を福祉サービス等につなぐための同行支援は、伴走型の支援を実施するためには重要である。
- ・ 対象者に対する動機付けが課題である。
- ・ 司法と福祉の相互理解が不十分である。
- ・ 更生支援計画の作成など入口支援が実施された者が結果的に実刑となった場合、入口支援段階で行われたアセスメントや調整の結果に関する情報が引き継がれる仕組みが、全国的には十分に整っていない（入口支援段階の情報等が出口支援に活かされていない）。
- ・ そのほか、刑務所出所者等への出口支援において、知的障害に係る療育手帳の取得に当たって、矯正施設が実施する検査結果を活用できるようにしてほしい。

3 現状・課題等

(1) 入口支援の必要性

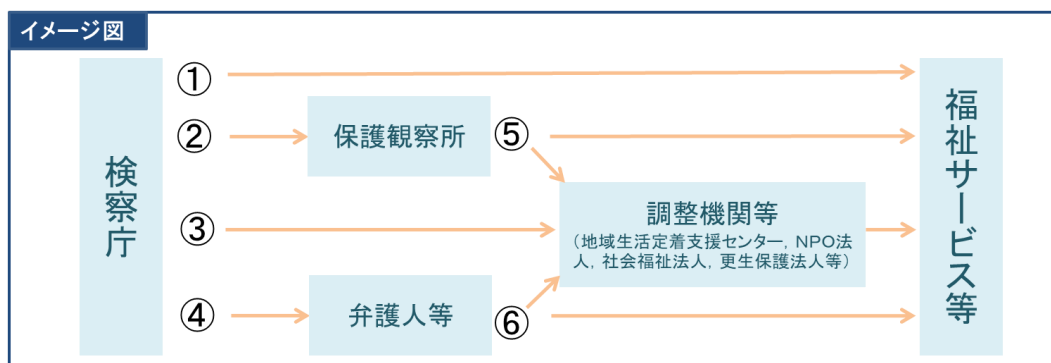
各種研究結果等においては、犯罪をした高齢者又は障害のある者の多くが、

- ・ 福祉に関する適切な情報提供やアセスメント等がなされていないことにより、支援を受ける状況に至っていない
- ・ 生活困窮や健康不安、アルコール依存などの多くの課題を抱え、それらが複合的に重なり合っている
- ・ 地域で孤立している（身近な支援者がいないなど）

といった様々な問題性を有していると指摘されていることから、犯罪をした高齢者又は障害のある者は、複雑な課題を抱えているケースが多く、福祉サービス等へのアクセスが困難となっている場合が多いと考えられる。これらの者の犯罪の常習化を防ぐためにも、福祉サービス等を早期に提供することが必要であり、入口支援を実施する必要性が高い。

(2) 現状の取組の概要

現在、入口支援は、それぞれの地域が有する社会資源等に応じ、様々な取組がなされているところ、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しする場合の流れとして、以下のパターンが考えられる。



(各パターンの起点は、①～④が検察庁、⑤が保護観察所、⑥が弁護士等)

- ①：検察庁が自ら調整等を行い、福祉サービス等につなぐ
- ②：検察庁が保護観察所に依頼し、保護観察所が必要に応じて調整機関等とも連携し、福祉サービス等につなぐ
- ③：検察庁が調整機関等に依頼し、調整機関等が福祉サービス等につなぐ
- ④：検察庁が弁護士等に依頼し、弁護士等が必要に応じて調整機関等とも連携し、福祉サービス等につなぐ
- ⑤：保護観察所が直接又は調整機関等と連携して福祉サービス等につなぐ
→ 支援対象者が保護観察所に相談し、当該保護観察所が福祉サービス等につなぐもの
- ⑥：弁護士等が直接又は調整機関等と連携して福祉サービス等につなぐ
→ 弁護士等が更生支援計画書の作成等を社会福祉士等に依頼し、福祉サービス等につなぐもの

(3) 各機関における入口支援の取組

① 国における取組等

地方検察庁においては、平成25年度から、順次、入口支援の実施のため、担当職員の配置のほか、社会福祉士を非常勤として配置したり、必要に応じて支援を求めることができるよう、地域で活動する社会福祉士を事前に登録したりするなどして、実施体制の整備を進めている。

また、地方検察庁と保護観察所が連携して、平成25年度から、起訴猶予処分となり更生緊急保護の申出をすることが見込まれる者について、その者の高齢・障害の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち、釈放後の福祉サービス等の利用や住

居の確保に向けた調整等（事前調整）を実施する取組が開始され、平成 27 年度からは、この取組が全国に拡大している。

さらに、保護観察所においては、平成 30 年度から、入口支援等の福祉サービス等の利用が必要な者への対応に特化した業務を行う特別支援ユニットを設置し、福祉ニーズがある対象者に対し、関係機関等と連携して、福祉サービス等の調整、継続的な生活指導（就労支援、住居確保支援、金銭管理、服薬指導等）等を実施している。

こうした調整等の結果、高齢又は障害により福祉サービス等の利用が必要な者については、そのニーズに応じて、各福祉制度等（生活保護・生活困窮者自立支援制度、障害者福祉、介護保険制度等）の窓口において、申出や相談を受け、福祉サービス等の提供が行われている。

また、刑事司法関係機関等（検察庁、保護観察所、弁護士等）からの依頼を受け、調整機関等（地域生活定着支援センター、NPO 法人、社会福祉法人、更生保護法人等）において各種福祉サービス等に係る相談支援等を行っている例もある。

② 地方公共団体における取組

法務省においては、平成 30 年度から、国と地方公共団体が連携して効果的な再犯防止施策の推進を図るため、地方公共団体に事業を委託するモデル事業（別添 1 参照）を実施しているところ、その中で、計 15 の委託先地方公共団体において入口支援が実施されている（別添 2 参照）。

モデル事業で行われている入口支援の取組は、基本的に(2)のイメージ図にある調整機関等を活用するパターンであり、調整機関等は、検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼を受けて、福祉施設等につなぐためのコーディネートをするとともに、つないだ後も地域に定着できるよう、支援対象者又は福祉施設等に対するフォローアップ支援を行っている。

この調整機関等として、地域生活定着支援センターを活用している例が多くなっているが、その背景としては、同センターには、犯罪をした者等の支援に当たってのノウハウが蓄積されており、かつ、地域のネットワークが既に構築されているといった利点が考慮されているものと考えられる。この他にも、調整機関等として弁護士会を活用している例（愛知県）や支援対象者を性犯罪者に特化している例（大阪府）、警察署からの依頼も受けている例（明石市）など、様々な入口支援の取組が見られるところである。

また、モデル事業以外でも、一部の地域生活定着支援センターは、地域生活定着促進事業におけるコーディネート業務及びフォローアップ業務

の実施に支障を来さない範囲内で、相談支援業務として起訴猶予とされた者等に対する支援を行っている。

(4) 課題及び課題解決に向けた取組の方向性

入口支援の実施に当たっては、2に記載のヒアリング等において指摘された意見等を踏まえると、主に以下の課題があると整理できる。

ア 対象者が勾留中であり、釈放時に福祉サービス等につなぐことを念頭に置きつつ調整を行う場合には、法律上の限られた身柄拘束期間中に調整を行うこととなるため、対象者の特性等を把握し、どのような福祉サービス等が必要であるかを判断するアセスメントを十分に行うことなどに困難を伴う場合があり得る。

イ 刑事司法関係機関の職員が、複雑困難な課題を抱えた高齢者又は障害のある者を福祉サービス等につなぐために必要な知識や技術を十分に有していないという理由から、対象者を福祉サービス等に円滑につなげられないケースも少なくない。

ウ 特に、複雑な課題を抱えた対象者については、受入先でトラブル等を起こすケースが多いことから、対象者のみならず、受入先に対しても、長期的なフォローアップ支援が必要となる場合があるが、十分な支援ができていない。

エ 対象者の多くは、住居がない、適切なアセスメント等がなく支援を受ける状況に至っていない、福祉サービス等の利用経験がないなどの事情から、適切な福祉関係機関につながりにくく、また、各福祉制度の窓口（又は市町村）においても、適切な福祉サービス等を提供するためには刑事司法関係機関等との連携が必要であるという理解が十分ではない。

オ 地域生活定着支援センターは、犯罪をした高齢者又は障害のある者に対する福祉サービス等の利用調整等についてノウハウを有し、一部ではモデル事業に関与したり、独自に入口支援に取り組んでいたりするものの、同センターは、刑務所出所者等に対する支援を本来の業務としていることから、入口支援を行う体制が必ずしも十分ではない。

カ 国又は地方公共団体から受託を受けた調整機関等において、対象者を福祉サービス等に円滑につなげ、受入先に対する長期的なフォローアップ支援を実施するに当たって、そのための財政的基盤が脆弱である。

キ 刑事司法関係機関及び福祉関係機関の職員等において、それぞれの役割や取組についての相互理解が十分かつ正確であるとは、必ずしも言い難い状況がある。

以上のことから、福祉サービス等につなぐことが必要であると考えられ

る対象者を円滑につなぐことができていない場合や、仮に、対象者を福祉サービス等につないだとしても、その後に十分な継続的支援がなされていない場合があるなどし、対象者が適時適切な支援を十分に受けることができないことも少なからずあると考えられる。

こうした課題を踏まえ、各地域において、それぞれの実情に応じつつ、より一層効果的な入口支援を行うことができるよう、以下の取組についての方向性等を検討した。

- 刑事司法関係機関の機能強化のための取組
- 刑事司法関係機関と福祉関係機関等との連携強化のための取組
- 地域の理解促進のための取組

4 入口支援における今後の取組

(1) 刑事司法関係機関の機能強化のための取組

① 的確かつ迅速なアセスメント等の実施

3(4)の課題で触れたとおり、勾留中の対象者について、釈放時に福祉サービス等につなぐことを念頭に置いた調整等を実施する場合には、限られた期間内に適切なつなぎ先を検討し、当該つなぎ先との調整等を行う必要があることから、対象者の特性等を的確に見極め、必要な福祉サービス等がどのようなものであるか、その支援としてどのような機関等につなぐかなどについて、迅速に判断するなど、的確かつ迅速なアセスメントを実施しつつ調整等を行う必要がある。

また、福祉サービス等の提供は、サービス等利用者の同意の下で行われる一方、入口支援において福祉サービス等につなぐことが必要と認められる対象者自身がサービス等の利用を望まない場合がある。そのため、アセスメントにおいては、対象者に対して、その意向に沿いつつ、福祉サービス等を利用することに対する適切な動機付けを図ることも重要である。

この点、対象者が勾留中であり、釈放時に福祉サービス等につなぐことを念頭に置きつつ調整を行う場合、検察庁職員が、検察庁に配置された非常勤の社会福祉士又は外部の社会福祉士等から助言を得るなどしつつ、福祉サービス等の要否等を検討し、福祉サービス等につなぐことが必要と認められる場合には、保護観察所職員その他当該対象者の支援について検討するために必要な機関の職員等も交えるなどして、より適切な支援内容を決定等することになるが、そのようなアセスメント等の方法等については、事案の内容や対象者の特性等によって異なるため、様々な在り方があると思われる。

そのため、このような勾留段階におけるアセスメント等を的確かつ迅速に実施し、あるいは、福祉サービス等を受けることに対する対象者への動機付けをより充実させるため、その実施例を関係機関において広く共有し、蓄積していくことを通じ、対象者が適切な福祉サービス等を受けることができるよう、より円滑な検討・調整がなされるようにする必要がある。

したがって、関係機関は、対象者の福祉サービス等の利用について、より円滑に検討・調整を行うことができるよう、様々な会議や研修等の場において、グッドプラクティスを含む事例について、事例集を作成して共有等するほか、的確かつ迅速なアセスメント等の在り方について協議を行うなどして、検討を行うこととする。

② 一時的な住居を提供する受入先の拡大

入口支援の対象者のうち、住居のない者を福祉施設等につなげるためには、その調整に一定の期間が必要であることに加え、必要な福祉サービス等が提供されるまでにも一定の期間を要することから、その間の一時的な住居を確保することが重要となる。

こうした対象者の支援に当たっては、保護観察所において、更生緊急保護の枠組みの中で、一時的な住居を提供する更生保護施設や自立準備ホームを活用することが考えられる。

更生保護施設では、平成21年度から、適当な帰住先がなく、かつ、高齢又は障害によって特に自立が困難な刑務所出所者等に対する特別処遇が行われている。これは、高齢又は障害により福祉サービス等を受けることが必要であるにもかかわらず、出所後直ちに福祉関係機関による支援を受けることが困難な者について、社会福祉士等の専門資格等を有する職員を配置した特定の更生保護施設（指定更生保護施設）において受け入れ、その特性に配慮した処遇や更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整などを行うものである。この指定更生保護施設として全国71施設が指定されていることから、これらの施設が対象者の一時的な受皿としてより一層活用されるよう、更生保護施設職員に向けた入口支援の取組に関する情報共有や研修等を行うこととする。

また、自立準備ホームは、保護観察所にあらかじめ登録された民間団体等が保有している宿泊場所であり、NPO法人等の多様な運営主体が、それぞれの特長を活かした運営を行っている。多様な特性等を有する入口支援の対象者にとって、その特性等に応じた支援を実施することができる自立準備ホームは有効な支援の担い手となる。モデル事業の中でも、こうし

た自立準備ホームを効果的に活用して、入口支援を実施している例が見られるところである。

しかしながら、現状においては、福祉等の受入れ体制が確保された自立準備ホームは、全国的に十分な数が確保されているわけではない。

そのため、保護観察所においては、地方公共団体や民間団体等と緊密に連携しながら、自立準備ホームの開拓に取り組むなどして、住居のない対象者の受入れの拡大を図ることとする。

(2) 刑事司法関係機関と福祉関係機関等との連携強化のための取組

① 地域における福祉サービス等の利用調整機能の確立

入口支援を実施する刑事司法関係機関は、必ずしも地域の社会資源を十分に把握できておらず、関係機関等と連携したネットワークが構築されているわけでもない。また、3(1)に記載したとおり、入口支援の対象者は、様々な問題を複合的に抱えているケースが多いところ、刑事司法関係機関は、適切な福祉サービス等につなげるために必要となる、高度な福祉の専門的知識や技術を有しているわけでもないため、円滑に福祉サービス等につなぐことが困難なことが少なくない。

加えて、刑事司法関係機関が福祉サービス等を要する対象者に関与するのは、基本的には、刑事司法手続の期間内である。そのため、対象者が、適切と認められる福祉サービス等を利用できるようにするための調整に、一定期間を要する場合には、利用に至るまで調整を継続することができないことや、対象者を福祉サービス等に橋渡ししたとしても、その後、対象者が継続的に福祉サービス等を受けられることができるよう、刑事司法関係機関が対象者を見守り続け、必要に応じて調整することが困難となることがある。

こうした課題に対応し、対象者に地域で継続した息の長い支援を行うためには、刑事司法関係機関が、地域の社会資源を十分に把握するとともに、関係機関等とのネットワークを有する調整機関（コーディネーター）となり得る機関と十分に連携し、刑事司法手続を離れた後の対象者への支援も可能となるよう努めることが重要である。

このような調整機関等となり得る機関の十分な関与は、モデル事業において、地域生活定着支援センター等が調整機関等となった入口支援が実績を挙げていることから、効果的な入口支援を行うために有効なものであるといえる。こうした地域生活定着支援センター等の調整機関等が活用された入口支援の取組については、グッドプラクティスとして他の地方公共団体にも共有し、同様の取組が広く行われるようにすることがより効果的

な入口支援を実施するために有益であると考えられ、このような取組を全国的に広く実施するため、法務省と厚生労働省とが緊密に連携し、各種課題及びそれを踏まえた実施方策について検討を行うこととする。

② フォローアップ体制の構築

①に記載したとおり、対象者に対する息の長い支援は、刑事司法手続の場面において何らかの措置を講じることのみで対処できるものではなく、刑事司法手続から離れて福祉施設等につないだ後も、必要に応じてフォローアップをしていくことが重要である。この点、①に記載したモデル事業における調整機関等を活用した入口支援において、当該調整機関等は、対象者を適切なつなぎ先につなぐための調整を行うだけでなく、対象者のフォローアップ等も併せて行っている例も多く、そのような取組を行っている地方公共団体や関係機関において、ノウハウを蓄積している状況である。

こうしたノウハウの体系化はもとより、地域生活定着支援センター等の調整機関等を活用した効果的なフォローアップの取組についても、現在蓄積しているノウハウを活かし、広く地方公共団体で実施されることが有益であると考えられ、全国的な運用も見据え、法務省と厚生労働省とが緊密に連携し、各種課題及びそれを踏まえた実施方策について検討を行うこととする。

③ 情報提供等の円滑化

入口支援の実施に当たって、円滑に福祉サービス等につなげるためには、刑事司法関係機関から福祉関係機関等に対して、支援に必要な対象者の情報を適切に提供する必要がある。司法から福祉への情報提供を円滑に行うため、各刑事司法関係機関において、提供を求める情報の用途、提供の必要性・相当性等を適切に判断し、早期に情報提供が行われるよう所属職員に周知するほか、地域の実情に応じた効果的な情報提供の方法を関係機関で協議するなど、情報提供の円滑化のための取組を推進することとする。

(3) 地域の理解促進のための取組

入口支援の円滑な実施のためには、福祉サービス等の提供主体となる市町村や福祉関係機関等において、入口支援はもとより、犯罪をした者等への福祉サービス等の提供に関する十分な理解と協力が不可欠である。

近年、福祉ニーズを抱えた犯罪をした者等の存在が地方公共団体や福祉関係者の間で認識され、支援の必要性への理解が徐々に広がりつつあるが、全国的には、必ずしも十分な理解が得られている状況とは言えない。

また、3(4)キに記載したとおり、刑事司法関係機関及び福祉関係機関の職員等が、それぞれの機関の役割や取組についての相互理解が十分かつ正確

であるとは必ずしも言い難い状況にある。

そのため、関係者の更なる理解を得るため、例えば、法務省と厚生労働省とが連携して広報・啓発活動を展開したり、地方公共団体や福祉関係者等を対象とした各種会議や研修会等に刑事司法関係機関職員等を派遣し、入口支援の取組内容や地域への効果を説明したりするなど、あらゆる機会を捉えて、理解促進のための取組を効果的に行うこととする。

(4) その他

以上が入口支援における今後の取組の方向性であるが、2に記載したとおり、本検討会のヒアリングでは、本報告書に取組の方向性を記載した課題以外にも多くの課題が指摘されており、それらの課題については、引き続き、法務省及び厚生労働省において検討していくこととする。

5 その他刑事司法関係機関と福祉関係機関の今後の連携の在り方

本検討会においては、入口支援に限らず、刑事司法関係機関と福祉関係機関との連携の在り方について、以下のような課題も明らかとなったことから、今後の取組の方向性等を整理するとともに、引き続き、法務省及び厚生労働省において、これらの点についても検討していくこととする。

(1) 犯罪をした高齢又は障害のある者が福祉サービス等を適切に受けられるための方策

ア 特別調整（※）の対象となり得るにもかかわらず、福祉への理解不足等から特別調整を希望しない者がおり、その対応が困難である。

したがって、特別調整の対象者の的確な選定、十分な調整期間の確保、福祉サービス等の利用に向けた動機付け等、特別調整の円滑な運用の在り方について検討する。

※ 特別調整とは、適当な帰住先が確保されていない高齢又は障害のある受刑者等が、矯正施設出所後に、福祉サービス等を利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげる取組である。

イ 福祉サービス等を必要とする受刑者等のうち、帰住先が確保されているなど、特別調整の対象外である者に対して、刑事司法関係機関が調整機関等と連携して出所後の福祉サービス等の調整を行う、いわゆる「一般調整」の取組について、刑事司法関係機関と調整機関等との連携が必ずしも十分でなく、適切な福祉サービス等につながらないなどの課題がある。

したがって、一般調整の実施に当たり、刑事司法関係機関と調整機関等

との役割分担を整理し、こうした取組をそれぞれの機関で共有するとともに、その実施状況を踏まえ、課題等を整理し、検討する。

ウ 福祉サービス等の提供に当たり、受刑中に実施した知能検査結果等が十分に活用されていない。

したがって、矯正施設において実施する知能検査や認知症スクリーニング検査の検査結果の記載内容や情報共有の在り方（保護観察所に引き継ぐ手続を含む。）について検討する。

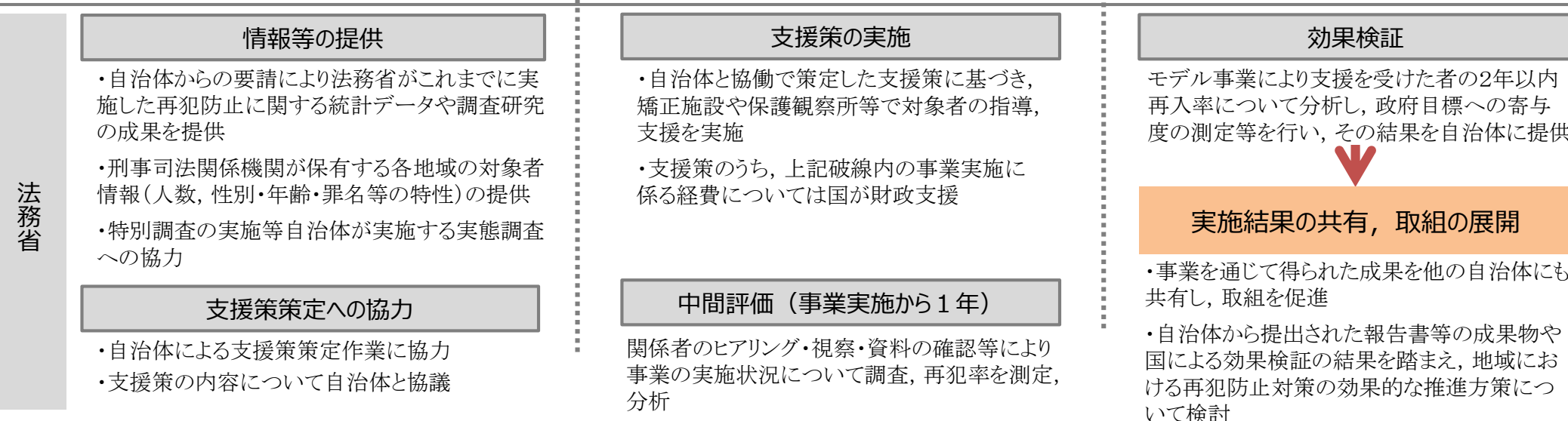
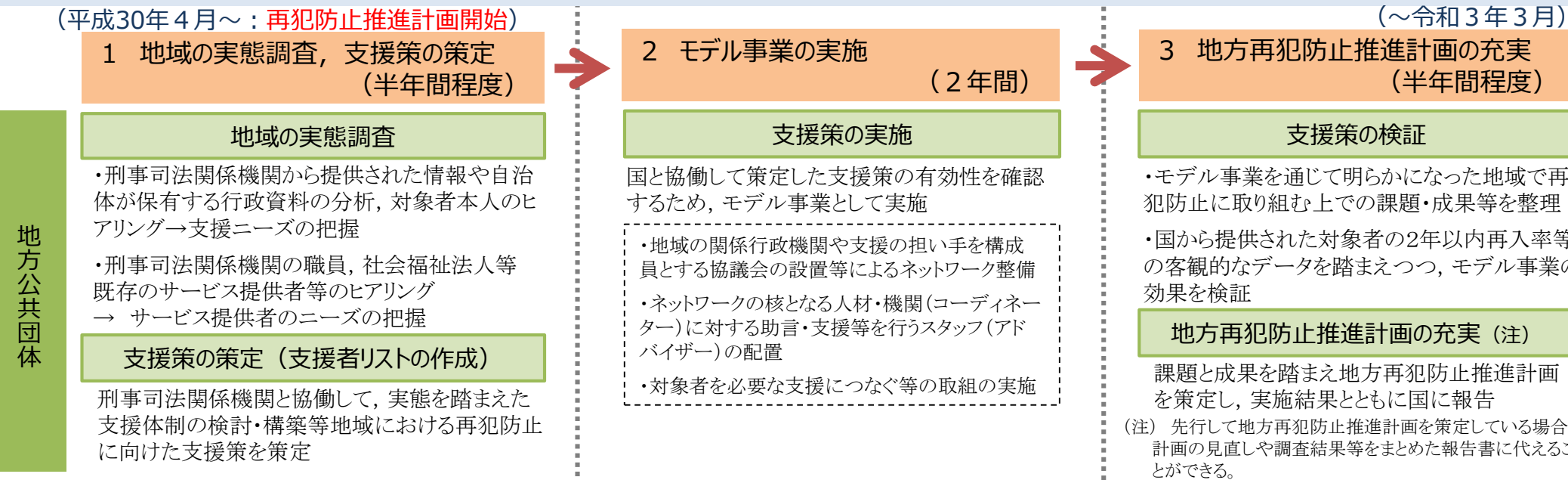
また、法務少年支援センターによる地域援助（検査の実施等）について、地域生活定着支援センター等の関係機関に周知する。

(2) 刑事司法関係機関及び福祉関係機関における理解促進のための方策

3(4)キ等に記載したとおり、刑事司法関係機関及び福祉関係機関の職員等は、それぞれの機関の取組等について、必ずしも十分かつ正確に理解できていない状況にある。

したがって、福祉サービス等を必要とする受刑者等の受入先の確保を始めとした支援の必要性や在り方について相互に理解を深めるため、刑事司法関係機関と調整機関等が連携して支援検討会や研修会等を開催する等の取組を推進する。

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地方再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。



地域再犯防止推進モデル事業における入口支援の実施状況について

	地方公共団体名	再委託先	支援内容
1	岩手県	(社福) 岩手県社会福祉事業団	弁護士、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、福祉サービス等につなげるための支援を実施。
2	埼玉県	(社福) 親愛会	保護観察所からの依頼に基づき、高齢・障害がある者等で更生緊急保護が適用になった起訴猶予、執行猶予者等に対し、福祉・年金等の各種手続、福祉支援、医療、就労、住居の確保等の調整を実施。また、戻る場所のない支援対象者に対し、更生保護施設、自立準備ホームと連携・協働して地域生活が定着するための息の長い支援を実施。
3	愛知県	愛知県弁護士会	弁護士が、犯罪をした者等に対して、面会等を通じて社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労支援窓口、医療・福祉等関係機関への引継などを実施。
4	名古屋市	(特非) 暮らし応援ネットワーク	検察庁、保護観察所の依頼に基づき、起訴猶予となった者のうち、福祉的な支援を必要とする高齢者・障害者・若者(39歳以下)に対して、福祉サービス等につなげるため、支援プランを作成の上、窓口同行や申請書類の作成支援等を実施するとともに、一定期間寄り添いながら支援を行う伴走支援を実施。
5	滋賀県	(社福) グロー	①弁護士、検察庁等の依頼に基づき、刑事手続段階にある高齢者又は障害のある者に対し、必要な支援のアセスメント及びコーディネートを実施。 ②支援を実施する上で、関係機関による連携会議を開催。困難事例と判断したケースでは、医療・福祉・司法の専門家による調査委員会において、医療的・福祉的アセスメントを実施。
6	大阪府	—	検察庁や弁護士等からの依頼に基づき、障がいのある起訴猶予等となった者等に対し、福祉サービスや支援機関等へのつなぎ支援を実施。
7	兵庫県	(社福) みつみ福祉会	弁護士会の依頼に基づき、起訴猶予等となる見込みのある者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。
8	明石市	(社福) 明石市社会福祉協議会	警察署、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等により釈放されることが見込まれる者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、窓口への手続同行や申請書類の作成支援など福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。
9	鳥取県	(一社) とっとり東部権利擁護支援センター	弁護士、検察庁、保護観察所等の依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障がいのある福祉的支援の必要な者に対して、窓口同行、申請書類の作成支援、生活環境の整備(住居確保、成年後見人の確保等)などの福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。
10	山口県	(社福) 山口県社会福祉協議会	検察庁からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、帰宅先確保等の福祉的支援や相談窓口への同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。
11	香川県	(社福) 竜雲学園	検察庁、保護観察所からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要なものに対して、窓口同行や申請書類作成支援など福祉的サービス等へのつなぎ支援を実施。

	地方公共団体名	再委託先	支援内容
12	北九州市	(公社)北九州市障害者相談支援事業協会	①65歳未満で知的障害等のある窃盗・無銭飲食などの罪を犯した者に対して、自立に向けた支援計画の作成や継続的な見守りを実施。 ②支援対象者の就職や就労の定着に向けた個別支援会議を開催。
13	長崎県	(社福)南高愛隣会	①高齢者又は障害のある犯罪をした者等に対して、検察庁・弁護士等の依頼に基づき、相談支援専門員協会や障がい者自立支援協議会等と連携した支援を実施。 ②薬物依存のある犯罪をした者等に対して、精神保健福祉センターやダルク等と連携した支援を実施。 ③身寄りのない犯罪をした者等に対して、県居住支援協議会等と連携して居場所の確保に向けた支援を実施。
14	熊本県	(社福)恩賜財団済生会支部熊本県済生会	検察庁や更生保護施設等からの依頼に基づき、微罪処分、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援を必要とする者に対し、申請書類作成支援、相談窓口同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。
15	福岡県	(特非)抱樸	①「立ち直りサポートセンター」を設置し、高齢者・障害者・住居不定者・依存症者・薬物事犯者・性犯罪者に対する入口支援(性犯罪者については出所後の支援も含む。)を実施。
		(公社)福岡県社会福祉士会	②①において、ケース会議を開催し、個別支援計画の策定や支援業務に対する支援を実施。